


所管部課	総務部 職員課	部長	北田 和雄	
件名	東大和市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市障害者差別解消法職員対応マニュアル		
	部課機関	福祉部障害福祉課		
1. 要旨				
<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づき、職員が適切に対応するために必要な要綱を制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>・合理的配慮の提供</li> <li>・管理者の責務、職員に対する研修・啓発</li> <li>・相談体制の整備</li> </ul> <p>(2) 施行日等</p> <p>平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に向け、職員がより適切に対応することが可能となる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
文書課審査済				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議終了後、速やかに策定の手続きを進めたい。</p> <p>法の規定により、対応要領（要綱）を策定した時には、公表するよう努めるものとされているため、市公式ホームページで公表したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。